



資料 4

計画素案の修正（計画案）について

令和 7 年（2025 年） 5 月 30 日
第 8 回鎌倉市総合計画審議会





○ 鎌倉ビジョン2034（基本構想）・鎌倉ミライ共創プラン2030（基本計画）の修正点

1. リーディングプロジェクトまでの変更点
資料5 「計画案新旧対照表」のとおり
2. 修正後の計画（案）
資料6 及び資料7
「鎌倉ビジョン2034・鎌倉ミライ共創プラン
2030（案）」のとおり



○ 確認事項

令和7年度鎌倉市一般会計予算等審査特別委員会委員長報告（抜粋）

「第四次鎌倉市総合計画は、計画期間を市長の任期に合わせて、現行の第三次総合計画から大幅に短縮することではありますが、市民自治の実現を保障する根幹となる基本構想が、市長の任期に左右されるべきではなく、また市長のマニフェスト実現のための期間とするべきではないことから、計画期間設定の根拠を明確にすることを求めるものであります。」



○ 確認事項

市側の考え方

- ① 総合計画期間にはルールがない。
- ② 今回の計画期間の設定にあたっては、先行きの見えない時代に対応できる柔軟な行政経営を行うための総合計画という視点や、毎年度の行政外部評価における計画の硬直化や評価の形骸化という指摘を踏まえ、今後は、従前のような長期の総合計画はなじまないと考えた。
- ③ 選挙を経た首長が市民と一体で市政を動かしていくにあたっては首長任期が一つのポイントである。
- ④ 本市のまちづくりの基本となる鎌倉市民憲章及び平和都市宣言の精神は不変的なものとして引き継ぎつつ、時代の要請に合わせて、計画達成に向けた手法等を変えていくことも必要である。
- ⑤ 鎌倉市総合計画条例第3条「市長は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。」の規定に基づき、時の就任された市長が総合計画を策定することは妥当と考える。
- ⑥ 鎌倉市総合計画条例第6条「市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、審議会に諮問するものとする。」
- ⑦ 鎌倉市総合計画条例第7条「市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、市民等から意見を聴くものとする。」
- ⑧ 鎌倉市総合計画条例第9条「市長は、基本構想又は基本計画を策定し、変更するときは、議会の議決を経るものとする。」